

平成 23 年 5 月 27 日

保 護 者 各 位

春日井市立坂下小学校長

片 田 保 彦

台風2号の接近に伴う児童の安全確保について

見出しの件につきまして、5月30日（月）に接近の可能性が出てまいりました。暴風警報が発令された場合は次のようになりますので、よろしくお願いいたします。なお、暴風（暴風雪）警報等の発令は市町村ごとにも発表されるようになりました。愛知県全域・愛知県西部や尾張東部地方の全域に発令されている場合、もしくは春日井市に発令されている場合が対象になります。児童の安全確保を最優先いたしますので、何とぞご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

台風などで暴風警報発令の場合

1. 登校以前に、**暴風（暴風雪）警報が発令**されている場合は、次のように対処してください。

① **午前7時までに警報が解除**された場合は、**平常どおり授業**を行います。

基本的に給食はありますが、状況に応じて、前日までに給食の有無を連絡する場合があります。

② **午前7時から午前11時までに警報が解除**された場合は、**5時間目から授業を始めます**。13:15に（通常の登校時刻の5時間後）登校できるように通学団で集合し、登校させて下さい。**午前7時の時点で暴風警報が発令**されていれば、**その後解除されて授業がある場合も給食はありません**。**ご家庭で昼食を食べてから登校**させてください。

③ **午前11時を過ぎても解除されない場合は、当日の授業を中止**します。

2. 登校後に暴風（暴風雪）警報が発令された場合は、授業を中止し、**保護者の方にお迎え（引取り）に来て頂きます**。その場合、警報の発令時刻によっては給食を中止して下校させる場合があります。

注意 1 ①について

今回5月30日は、朝7時前に警報が解除された場合は、給食があります。